

市町村が実施した

{ ヒトパピローマウイルスワクチン
ヒブワクチン
小児用肺炎球菌ワクチン } の接種を

平成 25 年 3 月 31 日までに受けた方へのお知らせ

ワクチン接種後に何らかの症状が生じ、医療機関を受診した方は、接種との関連性が認定されると、医療費・医療手当が支給される場合があります。

認定を受けるためには、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に請求する必要がありますが、支給対象となるのは、請求した日から遡って5年以内に受けた医療に限られていますので、至急請求いただきますようお願いいたします。

具体的な請求方法、必要書類、請求書類の様式やその記載方法等については、以下のPMDAの相談窓口にお問い合わせください。

【相談窓口】

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口

0120-149-931（フリーダイヤル）

※IP 電話等の方でフリーダイヤルが御利用になれない場合は、03-3506-9411（有料）を御利用ください。

<受付時間>

月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時から午後5時

基金事業とPMDA法の請求期限の関係

H22.11.26

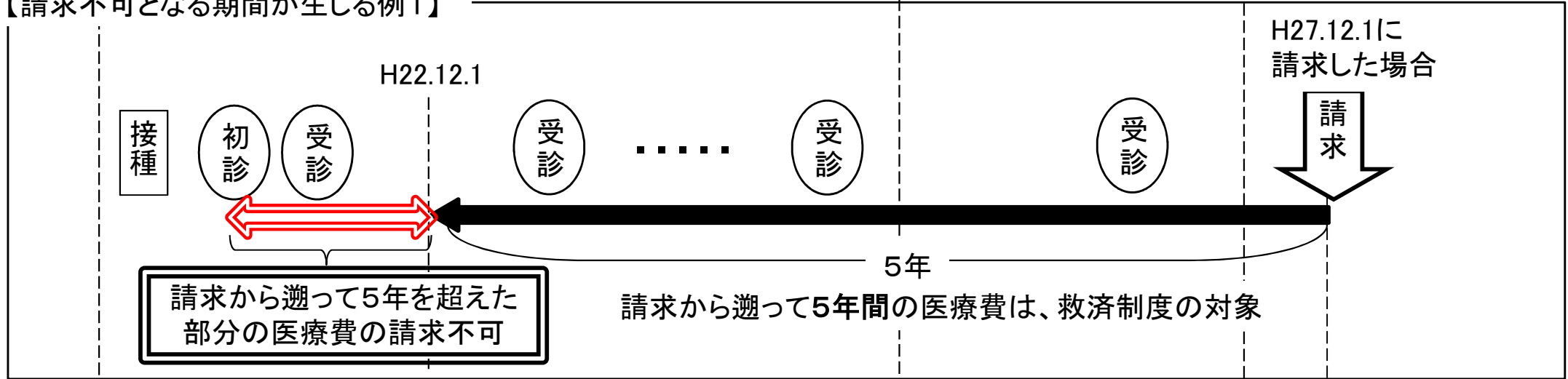
H25.3.31

H27.11.25



子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業(基金事業)

【請求不可となる期間が生じる例1】



【請求不可となる期間が生じる例2】

